

「安全・安心まちづくり旬間」の主要行事について

「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」（平成18年9月施行）では、安全・安心まちづくりに対する県民の関心と理解を深め、その活動への参加の気運を醸成することを目的として、集中的に広報啓発活動等を推進する「安全・安心まちづくり旬間」を設けている。

この旬間の取組として、10月9日に県民推進大会を開催するなど、次の行事の実施を予定している。

記

1 旬間期間

平成21年10月11日（日）～10月20日（火）

2 主要行事

実施日	行事名等	概要	場所
7日(水) ～ 12日(月)	鍵かけ！声かけ！運動 ポスター展 (主催：警察本部)	・応募作品の展示	天満屋地下タ ウン アート スペース
9日(金)	県民推進大会	・表彰式 ・行動計画の採択 ・記念講演	岡山衛生会館 三木記念ホー ル
	「犯罪ゼロの日」	・見守り活動、かぎ掛けな ど自主防犯活動実践の呼 び掛け	県内全域
	県下一斉あいさつ運動 (主催：教育庁)	・児童に対するあいさつ運 動	県内全域
10日(土)	「防犯性の高い住まい」 キャンペーン	・住宅の防犯指針の普及に 向けた広報啓発	岡山市内 住宅展示場
11日(日)	広報啓発	・懸垂幕の掲出	県庁、県民局、 市町村庁舎等
	街頭啓発	・旬間に係る啓発	J R岡山駅周 辺
	防犯電車 (～20日)	・路面電車を活用しての啓 発活動	岡山市内
13日(火) ～ 20日(火)	防犯パネル展	・自主防犯パトロール団体 等の活動紹介	岡山県庁
14日(水)	「子どもの安全・安心 見守り宣言」	・県内実践事業者による見 守り宣言行事	岡山県庁
16日(金)	「おはよう、おかえり」 県民運動実践行事	・「おはよう」運動の実践 と防犯教室	瀬戸内市立 邑久小学校

※ この他、県内各地において、市町村、警察署等がさまざまな取組を計画している。

(案)

犯罪のない安全・安心岡山県づくり県民運動 行動計画

～安全は地域のきずなとあなたの意識～

犯罪のない安全で安心な社会は、すべての県民の願いです。

県内では、平成18年9月に制定された「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、県民総ぐるみのさまざまな活動が展開されています。

- ・子ども110番の家の取組 約27,770か所 (H21.8末)
- ・児童の見守り活動、パトロール活動
 - 自主パトロール隊 637団体、約50,500名 (H21.8末)
 - 青色防犯パトロール実施団体 145団体、982車両 (H21.8末)
- ・事業所ごとの防犯責任者の設置 1,344事業所 (H21.8末) など

1 犯罪等の発生状況

・子ども被害の犯罪認知件数

平成20年 137件
平成21年上半期 66件 (前年同期比+3.1%)

・不審者情報認知件数

平成20年 771件
平成21年上半期 369件 (前年同期比-17.6%)

・刑法犯認知件数

平成20年 27,357件
平成21年上半期 13,101件 (前年同期比+2.6%)

※ 自転車の盗難が全体の約1/4を占め、そのうちの約半数が無施錠での被害です。

※ 振り込め詐欺全体は減少していますが、架空請求詐欺は増加し、被害全体の約6割を占めています。

2 行動計画・推進期間

平成21年10月から平成22年9月までの1年間

3 行動計画・実施主体 ～県民力の結集！！～

県(警察・教育を含む)、市町村、県民、自治会等、ボランティア・NPO、事業者

4 統一行動計画

①「おはよう、おかえり」県民運動

- ・子どもたちの登下校時間帯に合わせて、庭掃除、買い物等を行います。
- ・できるだけ子どもたちの安全確保に「目配り」「気配り」を行います。
- ・子どもたちへ、明るく「おはよう、おかえり」のあいさつをします。

②「声掛け合って、かぎ掛け」県民運動

- ・自主パトロール活動などにより、平素からお互いに「かぎ掛け」の声を掛け合い、自転車、自動車や自宅、事業所など、確実にかぎ掛けを行います。
- ・自転車やオートバイは、ワイヤー錠などで二重に施錠し、盗難の防止に努めます。

③「犯罪を起こさせないまちづくり」県民運動

- ・大人自らが模範となる行動を示すなど、地域全体のモラルを高め、万引きや自転車盗などの少年非行を防止します。
- ・通学路、公園、駐車場等をはじめ、自宅、店舗、事務所などの「明るさ」や「見通し」を確保するとともに、「ゴミ」や「落書き」を一掃し、犯罪を起こさせない環境づくりを進めます。

5 各主体の行動計画

各実施主体は、統一行動計画の実践をはじめ、それぞれの役割に応じた次の取組を推進します。

(1) 県

- ・安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・学校、通学路等の安全指針の普及を促進します。
- ・悪質商法等による高齢者などの被害防止の啓発を行います。
- ・市町村との協働により、県民等の自主的な活動を支援します。
- ・リーダー等の人材を育成します。
- ・安全・安心まちづくりに関する広報啓発を進めます。
- ・道路、公園、駐車場及び住宅等の安全指針の普及を促進します。
- ・事業所ごとの防犯責任者設置を呼び掛けます。

(2) 学校、教育委員会

- ・学校内の安全を確保します。
- ・通学路等の安全を確保します。
- ・通学路の点検、地域安全マップづくりを推進します。
- ・子ども110番の家の普及を促進します。
- ・地域との連携を推進します。

(3) 警察

- ・パトロール・取締り活動を強化します。
- ・地域、事業所の自主防犯活動を支援し、協働の取組を推進します。
- ・市町村等との協働により、地域の安全を確保します。
- ・学校等の子どもを守る取組に協力します。

(4) 市町村

- ・地域の安全・安心施策を推進します。
- ・県民等の自主的な活動を支援します。
- ・自治会等、ボランティア・NPOの活動を支援します。
- ・犯罪を起こさせない環境づくりを推進します。

(5) 県民

- ・安全・安心まちづくりに関して理解を深め、健全な地域社会を構築します。
- ・自らの安全を確保し、子どもや高齢者が犯罪に遭わないための取組を推進します。
- ・子どもの規範意識を涵養するため、自ら模範となる行動を示します。
- ・県や市町村、自治会等が実施する安全・安心まちづくりに協力します。
- ・保護者は、自らが青少年の模範となるよう努め、愛情ある環境の中で青少年を監護、教育します。
- ・家族は、互いに協力し、明るい家庭を築きます。

(6) 自治会等、ボランティア・NPO

- ・安全・安心まちづくり活動を主体的に企画、実施します。
- ・県や市町村が実施する安全・安心まちづくりに協力します。

(7) 事業者

- ・防犯責任者を中心に、事業活動における防犯上の安全の確保に努めます。
- ・安全・安心まちづくり活動に積極的に取り組みます。
- ・従業者等が安全・安心まちづくり活動に参加しやすい環境を整備します。